

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第三項中「埼玉県及び東京都」を「全国」に改める。

附 則

この規程は、令和四年十一月四日から施行する。